

障害者任免状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律第 40 条第 2 項及び同施行規則第 4 条の 16 の規程に基づき、毎年 6 月 1 日時点の障害者任免状況について、以下のとおり公表します。

※障害の種別や程度の区分ごとの人数等については、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推測されるおそれがあることから、公表を差し控えます。

年度	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	【参考】法定雇用率
令和 5 年度	374 人	9.5 人	2.54%	0.0 人	2.6%

①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1 人を 2 人に相当するものとしてダブルカウントとしている。また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については 1 人を 1 カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1 人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントとしている。

③欄の「実雇用率」とは、実雇用者数／法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数×100

④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1 未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが 0.0 となることをもって法定雇用率達成となる。